

岩沼市手数料条例の一部を改正する条例

岩沼市手数料条例（平成12年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中オを削り、同号カ中(イ)を削り、(ウ)を(イ)とし、同号カを同号オとし、同号キを同号カとし、同条第16号中「とき。」を「とき」に改める。

第3条中「照合、証明及び謄本又は抄本その他の」を「証明及び」に改める。

第4条第1項中「照合、証明及び謄本又は抄本その他の交付又は申請のとき、現金で」を「証明、交付又は申請の際に」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、手数料を納付しようとする者が地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に納付を委託したときは、別に定めるところにより当該指定納付受託者が当該手数料を納付することができる。

第4条の次に次の1条を加える。

（郵便等による送付）

第4条の2 郵便等により謄本、抄本、写し、証明書その他の書類の送付を受けようとする者は、第2条第1項に規定する手数料のほかに、当該郵便等に要する実費料金を納付しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

（岩沼市固定資産評価審査委員会条例の一部改正）

2 岩沼市固定資産評価審査委員会条例（昭和30年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「現金で」を「交付の際に」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、手数料を納付しようとする者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に納付を委託したときは、別に定めるところにより当該指定納付受託者が当該手数料を納付することができる。